

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成 30 年 12 月 21 日に提起した処分庁（山形県○○総合支庁長）による障害児福祉手当支給停止処分（平成 30 年 9 月 21 日付け障害児福祉手当支給停止通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

受給資格者（審査請求人の子）の扶養義務者である祖父（審査請求人の父）の所得が所得制限限度額を超えているとして本件処分がなされたが、祖父と審査請求人は、二世帯住宅に居住しており、支払い等、生計を別に行っていることから、本件処分は不当であり、本件処分の取消しを求める。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 障害児福祉手当の支給制限の対象とされる扶養義務者について

支給制限の対象とされる扶養義務者（以下「対象扶養義務者」という。）とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 21 条において、受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者（直径血族及び兄妹姉妹）で、かつ、受給資格者の生計を現に維持している者とされている。

また、「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 監修）」（以下「手引」という。）において、「生計維持」とは生計に要する費用の大半を負担している状態を指すものであることから、一般的には、同一居住の事実があるときは、事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者は、対象扶養義務者と認定して差し支えないとされている。

これらを踏まえ、手引において、対象扶養義務者の判断基準は、次のとおりとされている。

- ① 配偶者又は受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者であること
- ② 受給資格者の生計を現に維持する者（生計に要する費用の大半を負担している者）
- ③ 事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者
 - ・ 一般的には当該世帯の世帯主、又は最多収入者
 - ・ 収入等での判断が難しい場合は、原則として配偶者、子、父母、孫、祖父、母、又は兄妹姉妹の順とする。
- ④ 原則として同一世帯で生計を一つにしている者
 - ・ 受給資格者と別世帯にある場合は、原則として生計維持関係はないものとする。
 - ・ 出稼ぎ若しくは勤務の都合上、形式的に別世帯となっている場合には同一世帯として取り扱う。

イ 本件処分における対象扶養義務者について

次の理由により、対象扶養義務者を祖父と判断した。

- (ア) 上記ア①については、祖父及び審査請求人は基準に該当する。
- (イ) 上記ア②については、公共料金の名義及び支払いを行っているのは、祖父であり、また、審査請求人が公共料金を支払っていることを証明するものはない。
- (ウ) 上記ア③については、住民票において世帯主は祖父であり、また住民票上の世帯員と比較すると最多収入者も祖父である。
- (エ) 上記ア④については、住民票において受給資格者と祖父は同一世帯である。また、同世帯においては、親族が同一の家屋に起居し、互いに往来可能な状態であり、受給資格者と祖父が明らかに独立した生活を営んでいるとは言い難い。

ウ その他

祖父の所得は「平成 30 年度町民税・県民税・課税証明書」によると〇〇〇円であり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）第 2 条第 2 項で定める所得制限限度額 6,287,000 円を上回っているため、本件処分は適法に処理されたものである。

4 調査審議の経過

令和元年 5 月 17 日 審査庁からの諮問の受付

令和元年 6 月 4 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 対象扶養義務者を祖父と認定した判断の妥当性について

法第 21 条において、対象扶養義務者は、受給資格者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、受給資格者の生計を維持するものとされている。また、手引

では、その運用指針として、対象扶養義務者の判断基準を3(2)「審理員意見書の理由」①から④に記載のとおりとしている。

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求人及び受給資格者と祖父は、二世帯住宅に居住し、生計を別にしているため、祖父は対象扶養義務者に該当しないというものである。

そこで、生計を別にしているかどうかについて検証する。

審査請求人が提出した家屋図面から、互いに往来可能な二世帯住宅に居住していることは確認できる。しかしながら、公共料金の契約名義及び支払いは祖父であり、住民票上は、受給資格者と祖父は同一世帯であることから、受給資格者と祖父が明らかに独立した生活を営んでいるとは判断できない。また、手引によると、一般的には、同一居住の事実があるときは、事実上その世帯を主宰し管理する当該世帯の中軸となる者を、対象扶養義務者として認定して差し支えないとされており、判断基準の③によれば、当該世帯の中軸となる者は、一般的には、世帯主及び最多収入者である祖父ということになる。

また、審査請求人が受給資格者の生計に要する費用の大半を負担しているなど、祖父とは生計を別にしている事実を証明するものは確認できなかった。

以上のことから、審査請求人及び受給資格者と祖父が生計を別にしているとは認められなかった。

なお、平成29年4月14日に扶養義務者を祖父とする所得状況届が受給資格者から提出されており、それ以降、処分庁は対象扶養義務者を祖父として所得状況等審査を行い、平成30年7月分まで障害児福祉手当を支給していたが、本件審査請求までの間、受給資格者から扶養義務者の変更の申出はなかった。

以上について、総合的に判断すれば、処分庁が祖父を対象扶養義務者として本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

(2) その他

本件処分において、他に違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里